

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 6 月 18 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金等

令和 4 年 6 月 7 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

由良海運株式会社、日興サービス株式会社、日永商事株式会社、丸一運輸株式会社（以上、愛知）、一般社団法人全日検（静岡、愛知、三重）、一般社団法人日本貨物検数協会（愛知、三重）、岐阜倉庫運輸株式会社（岐阜）